

平成26年3月13日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」の  
一部改正について

日本銀行では、当座勘定取引先において必要に応じ損傷現金に添えて提出して頂いております「損傷現金添表」について、顧客等に係る個人情報の記載を避けるべく、同表の作成時の留意事項をお示しすることとしました。

つきましては、「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」の一部を別紙のとおり改正のうえ、平成26年4月1日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- 6. (3)、(4) および (8) を横線のとおり改める。

6. 引換手続

(3) 引換依頼を行う当日には、引換依頼書に必要事項を記入のうえ、損傷現金を添えて引換窓口に提出してください。

なお、損傷現金のうち、引換代り金の金額が不詳な現金については、必要に応じ、引換依頼に係る内訳情報が記入されており、日本銀行がによる引換結果をに係る記入し得る欄がある損傷現金添表を作成し、現金に添えて提出して頂いて差支えありません。この場合、損傷現金添表は、(参考)「損傷現金添表作成における留意事項」に従い作成してください。

(4) 日本銀行は、来店した方の本人確認を必要に応じて行うほか、損傷現金の損傷や欠損部分の経緯などをお伺いすることがあります。

(8) 引換代り金の支払は、支払方法の別に、以下のとおり行います。

イ. 現金により支払を受ける場合

- ① } 略 (不変)  
② }

③ なお、(3) で損傷現金添表を提出した取引先に対しては、同表に引換結果金額を付記のうえ、これを引換代り金の支払時に併せてお返しします。

ロ. 当座勘定への入金による支払

① }  
② } 略 (不変)  
③ }

④ なお、(3)で損傷現金添表を提出した取引先に対しては、同表に引換結果金額を付記のうえ、これを引換代り金計算書の交付時に併せてお返しします。

- 書式第4号の次に次の「(参考) 損傷現金添表作成における留意事項」を加える。

(参 考)

#### 損傷現金添表作成における留意事項

- 本文中6.(3)に定めております「損傷現金添表」については、その作成において次に掲げる記入事項のみとしてください。従って、個人情報など取扱いに注意を要するような記入事項等がある場合には、受付をお断りすることがありますのでご注意ください。

なお、同表の形式等に関しては任意といたしますが、新たに調製するような場合は事前に勘定店にご連絡ください。

#### (記入事項欄)

- ①日本銀行への提出日付
- ②金融機関名(含む店舗名)
- ③番号(損傷現金と「損傷現金添表」との紐付け)
- ④引換現金の種類(銀行券:券種、貨幣:貨種)
- ⑤引換結果(判定内容(全額・半額・失効)もしくは引換代り金額の記入

#### <日本銀行の記入欄>

- ⑥備考(損傷や欠損部分の経緯などの連絡事項がある場合に記入)
  - ③と⑥については、必要に応じて設けることができます。